

(9) 外来対応医療機関確保事業

事業概要	幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へ移行していくため、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行う。
補助事業者	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関
基準額	1施設当たり 500,000円
補助対象経費	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保健医療機関における初度設備に必要な需用費（消耗品費、修繕費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。 ・整備対象設備 （ア）患者案内のための看板の設置料 （イ）ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 （ウ）換気設備設置のための軽微な改修費等の修繕費 （エ）医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費 （オ）非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費 ※ただし、令和5年3月10日以降に生じた経費に限る。
補助率	10/10
補助金額	次により算定された額とする。 1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された補助金額で1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
補助対象期間	令和5年3月10日から令和6年3月31日
適用除外項目	第7条
その他	※令和5年度中に外来対応医療機関としての対応を取りやめる場合は、補助金額の返還又は申請の取り下げを行うこと。 ※当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする事業である。